

3 消安第 4 5 3 0 号
令和 3 年 12 月 1 日

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第8号の規定に基づき、
下記について、貴委員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第83条の5第1項の規定に基づく医薬品(動物用医薬品を除く。以下同じ。)の使用者が遵守すべき基準を定めるため、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令(平成25年農林水産省令第44号)を改正し、ゲンチアナバイオレットを含有する医薬品について、食用に供するために出荷する対象動物(牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち及び食用に供するために養殖されている水産動物をいう。以下同じ。)及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用を禁止する規定を設けること。

